

令和3年度事業計画

I 令和3年度事業の基本的考え方（事業展開の方針）

- (1) 赤い羽根共同募金は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金運動」として始まり、この間、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため、様々な取り組みを行ってきたところである。しかしながら、近年、低成長経済の長期化や少子高齢化、過疎化といった社会経済情勢をはじめとした様々な要因、また募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっていることなどから、募金の減少傾向が続いている。
一方で、社会課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズが拡大してきており、共同募金関係者はこうした需要に応えられるよう、募金減少傾向の改善とさらなる運動の活性を図らなければならない。
- (2) 岡山県が策定した「岡山県地域福祉支援計画」(第3次改訂版、計画の始期：令和2年度)に、「共同募金会は、多様で複合的な地域課題の解決に取り組む社会福祉協議会、ボランティア・NPO等の民間団体及び地域住民の自主的な地域福祉活動への助成や、『寄付』を通して住民相互の助けあいの気持ちを育み、地域のつながりづくりに資する役割が期待されている」などと新たに記載され、また、昨年、全国社会福祉協議会からも、「身近な圏域における地域住民等が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進するためには、公的財源のみならず、共同募金運動を活用した民間資金の情勢が不可欠」との認識を改めて示されているところである。
- (3) こうした状況を踏まえ、本年度においても、力強く「じぶんの町を良くするしくみ」としての共同募金運動の大切さを伝えるとともに、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止・感染予防に十分配慮しながら、住民参加による地域福祉活動と地域づくりの推進を図ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会ほか地域福祉を推進する団体等と連携しながら、幅広い地域福祉関係者が自ら参加し取り組む募金運動として、その推進（活性化）を図っていく必要がある。
- (4) とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大は、感染への恐れと先行きの不透明感により、人との「つながり」に制約がかかり、事業の休止や縮小を余儀なくされているものがある。
しかし、こうした中で、様々な生活課題はより深刻化、長期化しており、新たな支援活動のための資金ニーズが高まっていると考えられ、本年度においても、中央共同募金会、県内社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等と連携し対応していく必要がある。
- (5) いつ発生するか分からない突発的な災害に対しては、今後も迅速に対応できるよう体制を整えておく必要がある。
- (6) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」については、「制度だけでは十分に対応できない課題」に対する多様な地域福祉活動を支援するため、「岡山県地域公益活動推進センター」等と連携し、先駆的な取組モデルの研究・開発（制度の狭間のモデル開発）や市町村域のネットワークづくりなどに支援を行っていくものとする。

II 事業実施の内容

1. 共同募金運動の推進強化

(1) 共同募金運動推進強化事業

募金の減少傾向の改善に向け、市町村における募金活動・広報活動の活性化を図り、市町村共同募金委員会の募金の増額につながる取り組みや広報活動を引き続き積極的に支援する。

(2) 共同募金増強モデル事業の実施

市町村共同募金委員会が近年の募金減少傾向の改善を図るため、募金増強の課題整理、改善に向けた計画の作成及びその実施のほか、地域の福祉課題を的確に把握し、その課題解決のために必要な活動を明示し、その活動費を募るという「ファンドレイジング」の手法を用いた取り組みなど、共同募金増強を図るモデル事業に対して助成を行う。

なお、取り組み内容の例示としては、以下のようなものが考えられる。

◎テーマ型（使途指定型）募金の実施（個別の地域福祉課題解決）

◎新たな募金方法の開拓と実施（マンスリーサポーター、ネット募金など）

◎戸別募金強化の計画づくりと実施

◎ファンドレイザーの養成とロジックモデルの作成、それに基づく寄付者への働きかけの計画づくりと実施

(3) 新たな募金グッズの企画・制作

市町村共同募金委員会担当者の意見を反映するなどした新たな募金グッズを企画・制作し、職域募金の増額及び新たな寄付者の開拓に努める。

(4) 赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」（地域課題解決型募金）の推進

このプロジェクトは、地域課題の解決に取り組むNPO法人等と協働し、実施している新たな募金・助成の手法である。本年度においても、ニーズに基づく募金・助成への取り組みの一環として、社会課題解決に向けたこの取り組みの積極的な推進を図る。

(5) 法人募金・職域募金の推進

企業の社会貢献活動との連携などにより、法人募金・職域募金の推進に努める。

(6) 赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」の推進

このプロジェクトは、趣旨に賛同いただける企業等の「寄付つき商品・企画」づくりを共同募金会が支援し、当該商品の売り上げの一部が共同募金となるプロジェクトで、企業等からの寄付金は各地域及び県域の福祉活動に使われるというものである。

本年度においても、引き続き、こういった企業等の地域貢献活動を支援し、多くの企業等の参加が得られるようその推進を図る。

2. 住民支えあい活動支援の充実

(1) 赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業

本事業は、住民参加の地域福祉活動に対し、地域の実情に配慮した効果的助成となるよう各市町村共同募金委員会に一定の助成財源を交付し、市町村共同募金委員会から地域の福祉活動団体に助成を行う取り組みであるが、公募方式の導入、住民参加の助成審査会設置等を促し、より一層地域ニーズに対応した助成となるようその推進を図る。

(2) 赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業

市民が自発的・組織的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人等が行う福祉及び福祉を主体とした活動に対し、公募方式により助成を行う。

なお、本助成事業の周知については、本会ホームページ及びボランティアサイト等へ情報を掲載するとともに、助成団体の情報交換会に参加するなどにより周知を図る。

3. 共同募金広報の積極的展開

(1) インターネットを活用した共同募金助成その他の情報提供

- 赤い羽根データベース「はねっと」
- ホームページ

(2) 新聞広告の掲載

(3) マスコミ等の協力による共同募金運動に関する広報活動

- マスコミ等への情報提供による新聞掲載等
- 共同募金運動テレビスポット・ラジオスポットの放送
- イベントを通じた広報・情報提供（初日行事・配分交付式等）

(4) 配分結果報告書等の作成配付（各戸配付用）による使途の周知

(5) 受配施設・団体・社会福祉協議会等の共同募金受配明示の徹底と助成を行った施設・団体・社会福祉協議会等からの住民への情報提供依頼

4. 新たな助成財源としての「遺贈」への対応

近年、社会貢献のために遺産を寄付する「遺贈」が少しずつ広まっており、多くの活動団体や財団が関心を寄せ、受け入れの取り組みが進められている。共同募金会においても「愛着ある地域の福祉のため」として「遺贈」の周知と相談対応に努める。

5. 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の支援

制度の狭間の課題解決に取り組むため、先駆的な取組モデルの研究・開発（制度の狭間のモデル開発）や市町村域のネットワークづくりなど、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を支援する。

6. 歳末たすけあい募金の実施

(1) 地域歳末たすけあい

地域歳末たすけあいについては、従来からの歳末見舞金贈呈に加え、事業活動への助成を行うなど、歳末たすけあい運動の特性と地域の実情に応じた適切な運動の実現に努める。

(2) NHK歳末たすけあい

NHK岡山放送局と連携した募金活動を行い、在宅重度障がい者支援及び障がい者就労支援等に重点を置いた助成に努める。

7. 感染症の拡大の影響下における、課題に直面する人々を支援するための活動の支援

依然として新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中、新型コロナウイルスの影響下における福祉活動を支援するため、中央共同募金会と連携を図り、「令和3年度 赤い羽根新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援全国キャンペーン『いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～』」を推進する。

8. 災害等への対応

(1) 災害義援金の募集

大規模な災害が発生した場合、被災者救援のため、県、市町村、日本赤十字社、社会福

社協議会、NHK等と連携し、適切な義援金の受入れ・送金業務を行う。

(2) 「災害準備金制度」の利用

大規模災害が発生した場合、中央共同募金会、都道府県共同募金会等と連携を図り、市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの迅速な支援を行う。

(3) 「岡山県共同募金会災害見舞金等配分要領」の運用

火災、風水害、その他の天災により死亡した者及び住家を全焼、全壊または流失した世帯に対して災害見舞金等を配分するほか、災害救助法が適用されないため、上記(2)「災害等準備金制度」で対応できない災害に対しても(ただし、県内災害に限る)迅速な対応を行う。

9. 市川基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、児童福祉のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

10. 芥田福祉基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、児童福祉のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

11. 受配者指定寄付金の受入れ・審査及び本制度の積極的活用

社会福祉に著しく寄与すると認められる緊急性の高い用途を指定した寄付申込みがあった場合は、審査基準に基づき、寄付者及び配分対象の実態を十分調査のうえ、適正な受け入れ及び配分を行う。

また、制度の積極的活用を関係方面に働きかける。

12. 顕彰の実施

共同募金運動の推進に長年功績のあった関係者、団体の顕彰を行うとともに、篤志高額寄付者に対して感謝状を贈呈する。

(1) 全国社会福祉大会における顕彰

- 厚生労働大臣表彰
- 中央共同募金会会長表彰

(2) 岡山県総合社会福祉大会における顕彰

- 岡山県知事表彰
- 岡山県保健福祉部表彰
- 岡山県共同募金会会長表彰

(3) その他、共同募金会表彰規程に基づく表彰

13. 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。

14. 車両競技公益資金記念財団助成事業への協力

車両競技公益資金記念財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。